

埼玉県私立高等学校等臨時支援金交付要綱

制 定 令和 7 年 7 月 2 日 決 裁

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）が、高校生等臨時支援に係る高等学校等修学支援事業費補助金（以下「臨時支援金」という。）を県又は県内の市町村が認可した私立の高等学校、特別支援学校の高等部及び専修学校・各種学校のうち高等学校に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「省令」という。）で定めるもの（以下「私立高等学校等」という。）を設置する学校設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて、私立高等学校等に在学する生徒に支給する事務の執行に際し、必要な事項を定める。
- 2 前項の臨時支援金の支給に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

- 第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるとおりとする。
- （1）保護者 私立高等学校等に在学している生徒の親権者（法第 823 条第 3 号に規定する保護者等をいう。）をいう。
 - （2）生徒 私立高等学校等に在学している生徒をいう。
 - （3）受給権者 臨時支援金の受給資格が認定された生徒をいう。

（交付の対象及び交付額）

- 第 3 条 臨時支援金の交付対象となる者は、私立高等学校等の生徒であって次の各号の全てに該当する者のうち都道府県が認めた者。
- （1）日本国内に住所を有する者
 - （2）高等学校等（修業年限 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
 - （3）高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制又は通信制の課程のみに在学する場合は 48 月）を超えない者
 - （4）令和 7 年度において、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。）第 3 条第 2 項第 3 号に定める「保護者等の収入の状況に照らして、保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められない者」に該当し、高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格を認められない期間がある者、又はそれに相当するものと認められる者
- 2 臨時支援金の額は、別表に定める区分による。ただし、令和 7 年度中に就学支援金の支給を受ける月がある場合、その他在学期間等の勘案すべき事情がある場合には、就学支援金の支給を受けている月の合計額等を勘案し、必要な調整を行う。

(受給資格の認定申請)

第4条 臨時支援金の支給を受けようとする生徒は、学校設置者が別に定める期間内に、就学支援金事務処理システム **e-Shien**（以下、「**e-Shien**」という。）の申請フォームに必要事項を入力し、学校設置者に対して受給資格認定申請データを提出することにより、臨時支援金の支給に係る認定申請をするものとする。ただし、やむを得ず紙で申請する場合においては、就学支援金に係る受給資格認定申請書又は収入状況届出書と併せて高校生等臨時支援金に係る受給資格認定申請書（様式1）を、学校設置者へ提出するものとする。

2 転学した生徒は、**e-Shien** での臨時支援金の受給資格認定申請と併せて、高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金受給状況報告書（様式2）に必要事項を記載し、学校設置者に提出するものとする。

3 臨時支援金を申請する前に高等学校等を退学した生徒は、退学した高等学校等に係る高校生等臨時支援金受給資格認定申請書（様式3）を、当該生徒等が退学した高等学校等の学校設置者に提出するものとする。

4 学校設置者は、生徒から提出された受給資格認定申請データ等に基づき、受給資格認定申請者一覧（様式4）を作成し、受給資格認定申請データ等を別に定める申請期間内に、知事に提出するものとする。

(受給資格の認定及び通知)

第5条 知事は、前条の申請のあった生徒の臨時支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は却下を決定する。結果については、受給資格認定通知（様式5）により学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、知事から受領した受給資格認定通知に基づき、受給資格認定結果通知（様式6）及び支給決定（支給予定）通知書（様式7）又は受給資格不認定通知（様式8）を作成し、申請した生徒に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 学校設置者は、交付申請書（様式9）を別に定める申請期間内に、知事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 知事は、臨時支援金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式10）により、学校設置者に通知するものとする。

(変更交付の決定及び通知)

第8条 知事は、学校設置者から提出された変更交付申請書（様式11）に基づき、臨時支援金の支給額を変更するときは、変更交付決定（交付予定）通知書（様式12）により、学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、知事から受領した変更交付決定（交付予定）通知書に基づき、変更支

給決定（支給予定）通知書（様式１３）を作成し、申請した生徒に通知するものとする。

（臨時支援金の支給）

第９条 学校設置者は、知事から受領した支給決定通知書に基づき、支払請求書（様式１４）を作成し、別に定める期間内に、知事に提出するものとする。

２ 知事は、学校設置者から支払請求書を受領した後、概算払又は精算払により学校設置者に臨時支援金を支払うものとする。

３ 学校設置者は、知事から臨時支援金の支払いを受けた場合、速やかに受給権者の授業料債権の弁済に充てるものとする。

（受給資格消滅の通知）

第１０条 学校設置者は、受給権者の臨時支援金の受給権が消滅した場合、受給資格消滅者一覧（様式１５）を作成し、知事に提出するものとする。

２ 知事は、当該届出に基づき、当該受給権者の臨時支援金の受給資格の消滅を確定し、受給資格消滅通知（様式１６）により、学校設置者に通知するものとする。

３ 学校設置者は、知事から受領した受給資格消滅通知に基づき、受給資格消滅通知（様式１７）により、当該生徒に通知するものとする。

（支給実績証明書の発行）

第１１条 支給実績証明書の発行を希望する受給権者は、支給実績証明書発行申請書（様式１８）を、学校設置者へ提出するものとする。

２ 学校設置者は、受給権者から支給実績証明書発行申請書の提出があった場合、知事に提出するものとする。

３ 知事は、当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式１９）を発行し、学校設置者を通じて、申請した受給権者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第１２条 知事は、臨時支援金の支給に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

（実績報告書の提出）

第１３条 学校設置者は、臨時支援金に係る事務が完了したときは、その日から３０日を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式２０）を知事に提出するものとする。

（額の確定）

第１４条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、臨時支援金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかについて、書面により又は実地により調査し、適合すると認めたときは、臨時支援金の額を確定し、確定通知書（様式

2 1) により、学校設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、臨時支援金の交付を受けた学校設置者が、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第7条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、本要綱、支給の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく指示に違反した場合
- (2) 臨時支援金を他の用途に使用した場合
- (3) 臨時支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 支給の決定後生じた事情の変更等により、臨時支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

(臨時支援金の返還)

第16条 知事は、第14条の額の確定をした場合において、既にその額を超える臨時支援金が支給されているときは、期限を定めてその超える部分に相当する金額の返還を求めるものとする。

- 2 前条の規定により臨時支援金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に臨時支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 第16条の規定により臨時支援金の返還を命じたときは、臨時支援金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、加算金が1,000円未満であるときはこれを支払うことを要しない。

- 2 臨時支援金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が1,000円未満の場合及びやむを得ない事情により延滞金が生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 3 前項のやむを得ない事情により延滞金を免除するためには、学校設置者は、返還を延させないためにとった措置及び当該臨時支援金の返還を困難とする理由などを記載した理由書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 臨時支援金の支給を受けた学校設置者は、臨時支援金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び収支に関する証拠書類は臨時支援金の支給の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の支給申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、臨時支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年7月2日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

(適用除外)

2 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（令和7年5月2日一部改正）の規定に基づき、学び直し支援金の支給対象となる生徒等には、この要綱による臨時支援金は支給しないものとする。

別表

私立	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校（全日制）	118,800 円/年	4,812 円/単位 ※年間 24 単位まで
高等学校（定時制）	118,800 円/年	4,812 円/単位 ※年間 24 単位まで
高等学校（通信制）	118,800 円/年	4,812 円/単位 ※年間 24 単位まで
中等教育学校後期課程	118,800 円/年	4,812 円/単位 ※年間 24 単位まで
特別支援学校高等部	118,800 円/年	—
高等専門学校（1～3 学年）	118,800 円/年	—
専修学校高等課程・一般課程 昼間学科	118,800 円/年	4,812 円/単位 ※年間 24 単位まで
専修学校高等課程・一般課程 夜間等学科	118,800 円/年	4,812 円/単位 ※年間 24 単位まで
専修学校高等課程・一般課程 通信制学科	118,800 円/年	4,812 円/単位 ※年間 24 単位まで
各種学校	118,800 円/年	—

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の支給の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。